

野洲市民病院 院内売店運営事業

プロポーザル実施要領

令和6年7月

野洲市

野洲市民病院（以下「病院」という。）の建物の一部（以下「店舗」という。）を賃借し、院内売店等を設置・運営する事業（以下「事業」という。）の受託候補者を選定するために実施するプロポーザルの内容は、以下のとおりとする。

1 事業の基本方針

- (1) 病院利用者（患者・家族・職員）の利便性に配慮された院内売店・自動販売機を設置するとともに、入院患者の利便性確保のため、入院セットサービスを院内で導入する。
- (2) 病院の建設地が、野洲市総合体育館に隣接することからこれらの利用者をはじめ、地域住民の利便性にも配慮する。

2 事業の概要

(1) 事業名

野洲市民病院 院内売店運営事業

(2) 事業の実施場所

野洲市富波甲 1294 番外（野洲市総合体育館東側市有地に整備予定の野洲市民病院内）

(3) 事業内容

病院の建物内において、病院が賃貸する場所を受託者が賃借し、受託者が負担すべきすべての費用を負担して、売店等を設置するために必要な施設設備・什器備品等の機材整備を行い、所定の期間にわたり売店等を運営する。

事業の実施内容は、①院内売店および院内自動販売機設置、②入院セット運営、③その他事業者の提案によるものとする。

ア 施設設置箇所

院内売店 1 店舗（倉庫等を含む）、自動販売機 7 箇所
なお、店舗等の配置平面図は、資料 3 のとおりである。

イ 貸付け面積

院内売店約 97.70 m²
自動販売機設置場所 6.18 m²（7 箇所の合計）

ただし、病院の建設工事の施工状況により、若干の変動があり得る。

ウ 貸付け方法

店舗の貸付けは、地方公営企業法施行令第 26 条の 5（地方公営企業の用に供する行政財産である土地の貸付け）の規定に基づき、貸付けを行う。

エ 貸付け期間

貸付け期間は令和 9 年 3 月 1 日（予定）から最大 10 年とする。なお、施設の設置及び撤去に要する期間は本事業期間に含まないものとする。また、契約期間満了後の更新については、病院と事業者が協議するものとする。

3 事務局

〒520-2331

滋賀県野洲市小篠原 1094 番地（市立野洲病院内）

市立野洲病院 事務部新病院整備課

電話 :077-587-6141 (直通)

F A X : 077-587-5004

E-m a i l : chiikiiryous@city.yasu.lg.jp

4 プロポーザルの参加資格

(1) プロポーザルに参加できる事業者は、安定的かつ健全な財務能力を有し、かつ、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。一部の業務を他の者に委託して行うことも妨げないが、その場合はいずれの者も以下の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 野洲市から野洲市建設工事等入札参加停止基準（平成 20 年野洲市告示第 138 号）に基づく入札参加停止または野洲市物品供給、役務提供に係る指名停止基準（平成 16 年野洲市訓令第 33 号）に基づく指名停止を現に受けていないこと。

ウ 国税、地方税を滞納していない者であること。（過去を含めて税に未納がないこと。）

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 野洲市暴力団排除条例（平成 23 年野洲市条例第 22 号。以下本項において「条例」という。）第 6 条の規定により、次の a から f までの要件に該当する者でないこと。

a 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者。

b 暴力団（条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

c 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。

d 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者。

e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者。

f 上記 a から e までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

カ 事業者の中に、「野洲市民病院 院内売店運営事業に係るプロポーザル手続きの開始の公示」の日（以下「基準日」という。）前 3 年間に於いて、病院内での売店運営実績と、病院内での入院セット事業の運営実績を有している者が含まれていること。（複数の事

業者が協業する場合、複数の事業者が持つ実績を組み合わせることは可とする。) キ 応募した事業者が売店を運営することとし、コンビニエンスストアのフランチャイザー（本部）が応募した場合、そのフランチャイジー（加盟店）が運営することは不可とする。

5 プロポーザルにおいて企画提案を求める事項

店舗ごとに、次に掲げる事項について企画提案を求める。

(1) 院内売店等の設置・運営内容

- a 事業のコンセプト・運営計画（営業曜日・時間）
- b 売店店舗整備計画
- c 提供する商品・サービス等
- d 利用者への配慮・ニーズへの対応
- e 入院セットの実施内容について
- f 自由企画提案

(2) 経営計画

- a 運営事業計画
(想定売上げ・客数・費用および提案貸付け料を記載すること)
- b 提案貸付け料（税込・年間）

6 プロポーザルのスケジュール

期日等

令和6年7月11日（木）	プロポーザルに係る関係書類の交付開始
7月19日（金）	<u>正午</u> 質問書提出期限
7月26日（金）	質問への回答
8月1日（木）	<u>午後5時</u> 参加表明書提出期限
8月5日（月）	参加資格審査結果通知
8月29日（木）	<u>午後5時</u> 企画提案書等の提出期限
9月5日（木）	審査委員会の審査
9月11日（水）	審査結果の公表
10月中旬	基本協定書の締結

7 プロポーザルに係る関係書類の交付

(1) 交付開始日

令和6年7月11日（木）

(2) 交付方法

令和6年7月11日（木）に市立野洲病院のホームページ（<https://www.yasu-hp.jp/>）に掲載する。

8 参加表明書の提出

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 法人にあっては、国税（法人税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）、個人にあっては、国税（所得税及び消費税）、地方税の納税証明書（過去を含めて税に未納がないことが確認できること。）

ウ 誓約書（様式2-1）と会社役員名簿（様式2-2）

なお、市の野洲市建設工事等入札参加有資格者名簿に登載された者または野洲市物品供給、役務提供者一覧表に登載された者は、誓約書（様式2-1）と会社役員名簿（様式2-2）の提出を省略することができる。

エ 提案者概要書（様式3）

オ 法人にあっては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）の写、個人にあっては身分証明書の写

(2) 提出期限

令和6年8月1日（木）午後5時まで

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

3の担当部局

(5) 提出方法等

ア 持参又は郵送

イ 持参の場合の受付時間は、午前9時30分から午後5時までとする。

ウ 郵送の場合は、簡易書留便とし、提出期限までに必着すること。また、封筒の表面に「野洲市民病院 院内売店運営事業プロポーザル参加表明書在中」と記載すること。

(6) 参加資格の確認結果の通知

ア 令和6年8月5日（月）に電子メールで通知する（送信後、病院から着信確認を行う。）。イ 参加資格がないと認めた事業者については、確認結果の通知にその理由を記載する。

(7) 参加表明後の辞退

参加を取り止める場合は、参加辞退届（様式5）を提出すること。

ア 提出期限

令和6年8月29日（木）午後5時まで

イ 提出先・提出方法等

8の（4）及び（5）に同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「野洲市民病院 院内売店運営事業プロポーザル参加辞退届在中」と記載すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式6）

イ 企画提案書（様式は任意。（2）を参照）

ウ 貸付け料提案書（様式7）

(2) 企画提案書の作成

5の「プロポーザルにおいて企画提案を求める事項」に掲げる項目に対する企画提案を、A4版（横もしくは縦・片面印刷で様式は任意）15枚程度で記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本12部

(4) 提出期限

令和6年8月29日（木）午後5時まで

(5) 提出先及び提出方法

8の（4）及び（5）と同じ。ただし、郵送の場合は、封筒の表面に「野洲市民病院院内売店運営事業プロポーザル企画提案書在中」と記載すること。

10 質疑回答

(1) 参加表明書および企画提案書に関する質問書の提出手続

参加表明書および企画提案書の作成又は提出に関して質問がある場合は、質問書（様式4）により提出すること。

ア 提出期限

令和6年7月19日（金）正午まで

イ 提出先及び提出方法

8の（4）及び（5）と同じ。

ウ 質問に対する回答

令和6年7月26日（金）に市立野洲病院のホームページに掲載する。

11 参加表明書、企画提案書その他の書類の取扱

(1) 企画提案書その他の書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。

(2) 提出された企画提案書その他の書類（以下「提出書類」という。）は、訂正、追加及び再提出できない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。

(5) 提出書類は、プロポーザル参加資格の確認及び企画提案内容の審査以外には使用しない。

(6) 提出された企画提案書等に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの参加者に帰属するものとする。なお、企画提案書等の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した参加者に帰するものとする。

12 失格要件

プロポーザル参加者が、次のいずれかの事項に該当した場合は失格とする。

(1) 受託候補者を選定する日までの間に、4のプロポーザルの参加資格に掲げる事項を満たさなくなったとき又は社会的信用を失墜させる行為を行ったとき。

(2) 企画提案書に虚偽の内容が記載されていたとき。

13 受託候補者の選定に係る審査

- (1) 審査は、「野洲市民病院 院内売店運営事業受託者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、非公開で行う。なお、参加者が1者の場合でも審査を実施する。
- (2) ヒアリングの実施
 - ア 審査委員会において、必要がある場合には、ヒアリングを実施することがある。
 - イ ヒアリングを実施する場合は、プロポーザル参加者に日時・会場等の詳細を通知する。
 - ウ ヒアリングへの出席は、3名以内とする。
- (3) 受託候補者の選定
 - ア 審査委員会において、提出された企画提案書及びヒアリングの内容について、資料2の「野洲市民病院 院内売店運営事業プロポーザル評価項目」に基づき審査し、受託候補者として優秀提案者及び次点提案者を選定する。
 - イ 審査にあたっては評価項目に基づき評価点を100点満点で算出し、審査委員が採点した得点の平均点をもって、参加者の得点とする。得点化の際は、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求めるものとする。なお、最低審査基準点は60点とする。
- (4) 審査結果の通知
令和6年9月11日（水）に審査結果通知書を郵送する。
- (5) 審査結果の公表
 - ア 参加者に審査結果を通知した後、市立野洲病院のホームページに掲載する。
 - イ 公表は、最優秀提案者名、全ての提案事業者の名称（申込順）、全ての提案事業者の評価点（得点順）について行う。ただし、応募が2者の場合は、最優秀提案者名のみ公表する。

14 その他

- (1) 現地説明会は実施しない。
- (2) プロポーザル参加に係る費用は、プロポーザル参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは最適な事業者の選定を目的に実施するものであり、特定後の事業において、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (4) 本プロポーザルの手続きにおいて、市立野洲病院が配布した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (5) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。

15 契約手続

- (1) 契約交渉
 - ア 優秀提案者に選定された者を優先交渉権者とし、契約の交渉を行う。
 - イ 優秀提案者と契約の締結に至らなかった場合は、次点提案者と交渉を行う。
- (2) 契約の流れ
 - ア 病院と受託者は、資料5「基本協定書（案）」に基づき運営内容を定める。
 - イ 行政財産の貸付け契約については、新病院竣工後の開院までの期間に行う。